

第 6139 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月14日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

④ 個人事業者の事業承継税制の創設

Q：平成31年の税制改正では、個人事業者の事業承継税制が創設されるとか。どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

平成31年の税制改正では、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。概要は、次のとおりです。

- ① 認定相続人が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。この場合の認定相続人とは、承継計画に記載された後継者で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいい、特定事業用資産とは、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く)の用に供されていた土地(面積400㎡までの部分に限る)、建物(床面積800㎡までの部分に限る)及び建物以外の減価償却資産(固定資産税又は営業用として自動車税もしくは軽自動車税の課税対象になっているものその他これらに準ずるものに限る)で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。
- ② この特例の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例を受けることができない。

